6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
David William Kerley
Bethany, 49 Station Road, Over, Cambridge, CB24 5NJ, United Kingdom
Priscilla Grace Kerley
Bethany, 49 Station Road, Over, Cambridge, CB24 5NJ, United Kingdom
Timothy Edward Kerley
37 Thornhill Place, Longstanton, Cambridge, CB24 3EE, United Kingdom
7　出願公表の年月日　平成27年8月24日

1　品種登録の番号　第25932号
2　品種登録の年月日　平成29年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　PE-12-6013
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva 5029700, Israel
7　出願公表の年月日　平成27年9月16日

1　品種登録の番号　第25933号
2　品種登録の年月日　平成29年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　SAKPET099
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
7　出願公表の年月日　平成27年10月30日

1　品種登録の番号　第25934号
2　品種登録の年月日　平成29年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERZENFLA
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成26年7月14日

1　品種登録の番号　第25935号
2　品種登録の年月日　平成29年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　クリシェライン
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
今井清
広島県呉市広町4913番地の1
有限会社はなプロデュース南里
大阪府大阪市鶴見区鶴見5丁目9番3－711号
7　出願公表の年月日　平成26年8月28日

1　品種登録の番号　第25936号
2　品種登録の年月日　平成29年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORCUT0063
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Wilhelm Ernst Kordes
Duisterlohe 14, 25355 Barmstedt, Germany
7　出願公表の年月日　平成26年8月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第四項、第八十六条第二項、第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百二十四条第一項第一号、第百三十五条第二号並びに第百三十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号（農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

第一　平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号の一部を次のように改正する。

「青森県　北津軽郡の内　板柳町の区域」を削る。

第二　平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）

第三　平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号（農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年四月二十一日農林水産省告示第九百七号、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号及び平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号の規定は、平成二十九年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る再保険関係から適用するも及び当該保険関係に係る再保険関係に係る保険関係及び平成二十八年以前の年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第五十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の範囲
ジロイドレンシャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番地一	平成二十九年四月一日から平成三十年八月二日まで	使用前安全管理審査及び定期安全管理審査（平成二十年一月三十日経済産業省告示第十九号）の申請の期間中における使用前安全管理審査及び定期安全管理審査（ボイラ及び圧力容器安全規則（平成十二年通商産業省令第百二十五号）第二十四条第一項第一号に掲げるボイラーに係るものを除く。）

○経済産業省告示第五十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の範囲
株式会社スピンドルビュー	神奈川県横浜市中区山下町一番地	平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日まで	燃料電池発電所に係る定期安全管理審査及び使用前安全管理審査

○経済産業省告示第五十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の範囲
一般社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋五丁目三番一号	平成三十年一月一日から平成三十九年四月一日まで	風力発電所に係る定期安全管理審査